

美瑛町自然環境保全条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）その他の法令と相まって、美瑛町における自然環境の保全と育成（以下「自然環境の保全」という。）を総合的に推進するとともに、無秩序な開発を防止し、もって町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、自然環境保全法第2条に規定する基本理念にのっとり、自然環境の保全のための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、無秩序な開発を防止するための措置を講じなければならない。

2 町は、自然環境の保全に関する町民の意見及び提案を尊重するとともに、町民が行う自主的活動の助長に努めなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に当たって自然環境が適正に保全されるよう必要な措置を講ずるとともに、町が実施する自然環境の保全に関する施策及び町が講ずる無秩序な開発を防止するための措置に協力しなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民は、自然環境が適正に保全されるよう自ら努めるとともに、町が実施する自然環境の保全に関する施策及び町が講ずる無秩序な開発を防止するための措置に協力しなければならない。

(自然環境の保全等に関する協定の締結等)

第5条 町長は、自然環境の保全又は無秩序な開発の防止のために特に必要があると認めるときは、事業者その他の関係者と自然環境の保全等に関する協定を締結する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(自然の損傷等の禁止)

第6条 何人も、みだりに自然を損傷し、又は汚損してはならない。

(財産権の尊重及びその他の公益との調整)

第7条 自然環境の保全に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、国土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(町民の理解を深めるための措置)

第8条 町は、教育活動、広報活動等を通じて、自然環境の確保及び国土の保全の必要性について町民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

第2章 自然環境保全基本方針

第9条 町長は、自然環境の保全を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 自然環境の保全に関する基本構想
- (2) 自然環境保全地区の指定に関する基本的な事項
- (3) 緑化推進地区の指定に関する基本的な事項
- (4) 無秩序な開発の防止に関する基本的な事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自然環境の保全に関する重要な事項

3 町長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、美瑛町自然環境保全審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 自然環境保全地区

(自然環境保全地区の指定)

第10条 町長は、すぐれた自然環境を形成している土地の区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境の保全を図ることが特に必要なものを自然環境保全地区（以下「保全地区」という。）として指定することができる。

2 前項の保全地区の区域には、自然環境保全法第14条第1項の原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の自然環境保全地域、自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号の自然公園の区域並びに北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第14条第1項の道自然環境保全地域及び同条例第22条第1項の環境緑地保護地区等の区域は含まれないものとする。

3 町長は、保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、土地所有者及びその他の関係者と協議するとともに、美瑛町自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、保全地区を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

5 保全地区の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

6 前3項の規定は、保全地区の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

7 保全地区として指定された土地の所有者又は占有者は、当該保全地区の指定の解除及びその区域の変更について町長に申出ることができる。

8 町民は、保全地区として指定を受けるべき土地があると認めるときは、保全地区の指定について町長に申出ることができる。

(標識の設置)

第11条 町長は、保全地区を指定したときは、当該地区内にその旨を表示した標識を設置するものとする。

2 保全地区の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を町長の承諾を得ないで、移転し、若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(保全のための措置)

第12条 町長は、保全地区に必要な施設の整備その他の措置を講ずるものとする。

(保全地区における行為の制限)

第13条 保全地区においては、次の各号に掲げる行為は、あらかじめ、町長の許可を受けなければ、してはならない。

(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

(3) 動物（卵を含む。）を捕獲すること。

(4) 木竹を伐採すること。

(5) 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

(6) 水面を埋立て、又は干拓すること。

(7) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

2 前項の許可の基準は、規則で定める。

3 第1項の許可には、当該保全地区における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。

4 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該保全地区内において第1項に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引続き当該行為をすることができる。

5 前項に規定する者が同項に規定する期間内に当該行為について町長に届出たときは、第1項の許可を受けたものとみなす。

6 次の各号に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。

(1) 保全のために行う行為

(2) 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの

(3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(中止命令)

第14条 町長は、保全地区における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、前条第1項

の規定に違反し、又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期間を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(国の機関等に関する特例)

第15条 国その他の公共団体又は規則で定める公団等(以下「国の機関等」という。)が行う行為については、第13条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、町長に通知しなければならない。

第4章 緑化の推進地区等

(緑化推進地区の指定)

第16条 町長は、良好な生活環境の確保を図るために緑化を推進することが特に必要であると認める地区を緑化推進地区として指定することができる。

2 町長は、前項の緑化推進地区を指定しようとするときは、あらかじめ、土地所有者及びその他の関係者と協議するとともに、自然環境保全審議会の意見を聴かななければならない。

3 町長は、緑化推進地区を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

4 緑化推進地区の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

5 前3項の規定は、緑化推進地区の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

6 緑化推進地区として指定された土地の所有者又は占有者は、当該緑化推進地区の指定の解除及びその区域の変更について町長に申出ることができる。

7 町民は、緑化推進地区として指定を受けるべき土地があると認めるときは、緑化推進地区の指定について町長に申出ることができる。

(緑化の推進に関する計画の作成等)

第17条 町長は、緑化推進地区において実施されるべき緑化の推進に関する計画を作成し、その達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 緑化の推進に関する計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 緑化計画の目標

(2) 緑地の配置、造成及び利用に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、緑化の推進のために必要な事項

3 町長は、緑化の推進に関する計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 町長は、緑化の推進のために必要があると認めるときは、国の機関等又は土地の所有者その他の関係者に対して、緑化の推進のために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(公共施設等の緑化)

第18条 町は、良好な生活環境の確保を図るため、自ら又は国、道その他の関係者の協力を得て、道路、河川、公園、学校、病院、庁舎等の公共施設について、植樹等により緑化を計画的に推進するものとする。

第5章 開発行為の届出等

(開発行為の届出)

第19条 自然公園法第2条第1号の自然公園の区域、森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の保安林の区域及び規則で定める森林の区域において、次の各号に掲げる行為(以下「開発行為」という。)をしようとする者は、町長に対し、規則の定めるところにより、その内容を届出なければならない。

(1) 運動施設又は文化レクリエーション施設の建設

(2) 研修施設、保養施設、宿泊施設又は別荘(貸別荘を含む。)の建設

(3) 製造施設、加工施設、販売施設又は飲食施設の建設

(4) 前各号に関連する建築物その他の工作物の建設

2 前項の届出は、関係法令に基づく申請又は届出を行おうとする日(申請又は届出を要しない行為にあっては、当該行為に着手する日)の2週間前までに行わなければならない。

3 町長は、第1項の規定による届出があった場合において、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、自然環境の保全のために必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導するものとする。

4 次の各号に掲げる行為は、第1項の開発行為から除くものとする。

- (1) 法令又は法令に基づく行政庁の処分により義務として行わなければならない行為
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - (3) 条例の施行日前に着手している行為
- (適用除外)

第20条 国の機関等が行う開発行為については、前条第1項の規定は、適用しない。

第6章 自然環境保全審議会

(設置及び所掌事項)

第21条 町長の諮問機関として、美瑛町自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この条例の規定によりその権限とされた事項及び町長が諮問する自然環境の保全に関する重要な事項を調査審議する。
- 3 審議会は、自然環境の保全に関し必要と認める事項を町長に建議することができる。

(組織)

第22条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。
- 5 専門委員は、当該専門事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 有識者

(2) 公募による者

- 7 審議会の専門委員は、有識者のうちから、町長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第7章 補則

(自然保護監視員)

第25条 町長は、保全地区内の自然環境の保全のために必要な監視及び指導を行わせるため、自然保護監視員を置くことができる。

- 2 自然保護監視員に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告及び検査)

第26条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、第13条第1項の規定による許可を受けた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、保全地区に立入り、第13条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境等に及ぼす影響を調査させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(実地調査)

第27条 町長は、保全地区若しくは緑化推進地区の指定又はその区域の変更に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

- 2 町長は、その職員に前項の規定による実地調査をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者及び占有者並びに木竹若しくは垣、さく等の所有者とその旨を協議しなければならない。

- 3 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(損失の補償)

第28条 町は、第13条第1項の許可を得ることができないため、同条第3項の規定により許可に条件

が付されたため、又は前条第1項の規定による職員の行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

(援助等)

第29条 町長は、この条例の規定により指定された保全地区又は緑化推進地区の土地の所有者に対し、自然環境の保全又は緑化の推進のために特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、援助等の措置を講ずることができる。

第8章 罰則

第30条 第14条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第31条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条第1項の規定による許可を受けないで行為を行った者

(2) 第13条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者

第32条 第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、若しくは妨げた者は、3万円以下の罰金に処する。

第33条 第11条第2項又は同条第3項の規定に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して第30条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第9章 雑則

(施行規定)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2章、第5章及び第6章の規定は、公布の日から施行する。(平成2年6月規則第11号で、同2年6月1日から施行)

附 則 (平成4年3月12日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月6日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第5項から第7項の規定は、この条例の施行後に任命される委員について適用する。